

2011年7月14日

国立国会図書館御中

社団法人日本書籍出版協会
社団法人日本雑誌協会
社団法人日本新聞協会

要望書

2010年6月7日に第19回納本制度審議会が「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」を国立国会図書館長に答申しました。この答申に基づき、貴館はインターネット等で提供される民間の電子書籍、電子雑誌等「オンライン資料」について制度的な収集・保存・提供を2012年度から開始する予定で、準備を進めています。

私どもは納本制度の重要性について十分に認識しており、各協会の加盟社は貴館への納本を行ってきました。しかしながら、貴館が作成した「オンライン資料の収集に関する制度案素案」（第2次案）には、いまだ解決すべき課題が多く残っていると感じます。収集の対象範囲、収集方式・形式、経済的補償、人権・プライバシーの保護等について疑問点があるだけでなく、貴館へのオンライン資料の提供義務を負う出版社等に過重な負担や経済的不利益を生じさせる可能性があります。つきましては、提供者側の実情や要望も踏まえた合理性のある制度案となるよう再検討のうえ、修正案を提示いただきたく願います。また、提供者の了解が得られないまま、制度案の策定・運用を拙速に進めることがないよう、あわせて要望します。特に以下の点について、ご留意ください。

記

1. 多様な形態のオンライン資料の何を収集するのか、明確かつ具体的に示すこと。
2. 収集方法、出版社等からの提供方式、フォーマット変換等に要する費用の経済的補償について明確かつ具体的に示すこと。
3. 利用者に対するオンライン資料の提供方式ならびに検索サービスの内容について明確かつ具体的に示すこと。
4. 制度案の策定にあたっては、上記1～3を含め、オンライン資料の実態や提供者の要望等を十分に反映したものとなるよう、引き続きヒアリングや提供者との協議を行うこと。

以上